

平成23年5月9日
福島県土木部港湾課

相馬港、小名浜港利用可能岸壁について (平成23年5月9日17時現在)

(1) 相馬港

ふ頭名	岸壁	水深(m)	延長(m)	対象船	備考
1号ふ頭	1-1	-5.5	90	2,000重量トン	3/23 供用 ※1
	1-3	-7.5	130	5,000重量トン	3/23 供用 ※1
2号ふ頭	2-4	-12	240	30,000重量トン	3/19 供用 ※1

(2) 小名浜港

ふ頭名	岸壁	水深(m)	延長(m)	対象船	備考
6号ふ頭	6-3	-7.5	130	5,000重量トン	4/7 供用 ※2
7号ふ頭	7-4	-10	185	12,000重量トン	4/7 供用 ※2
藤原ふ頭	藤原-1	-10	185	12,000重量トン	3/16 供用 ※2
	藤原-2	-12	240	30,000重量トン	3/16 供用 ※2
大剣ふ頭	大剣-5	-7.5	130	5,000重量トン	5/2 供用 ※2
	大剣-6	-7.5	130	5,000重量トン	5/2 供用 ※2
	大剣-7	-7.5	130	5,000重量トン	3/28 供用 ※2
	大剣-8	-7.5	130	5,000重量トン	3/28 供用 ※2
専用ふ頭	1号危険物栈橋 A・B	-7.5	108×2	5,000重量トン	4/8 供用 ※2
	2号危険物栈橋 A	-6.5	95	3,000重量トン	4/8 供用 ※2
	2号危険物栈橋 B	-6.5	95	3,000重量トン	3/28 供用 ※2
	高压ガス栈橋	-6.5	110	3,000重量トン	4/1 供用 ※2

※1

- 北航路を航行経路とし、原則、日中航行のみ。
- 同岸壁の使用が認められた緊急物資輸送船舶に当たる船舶のみ。(2-4を除く)

※2

- 入出港の航行経路は、中央航路とし、原則、日中航行のみ。
- 港内には、錨泊できる十分な水域が無く、原則、港外錨泊とする。

【留意事項】

- 港内には漂流物、沈没物等の障害物が依然として存在するおそれがある。
- 小名浜港6号ふ頭の6-3は石材利用に限る。